

そのグラム表示！安心できますか？

～ 年末期の商品量目立入検査を行います～

東京都計量検定所は、計量法に基づき、事業所で販売されている商品の内容量が、その表記どおり適正に計量されているかどうかを検査します。なお、是正が必要な場合には、改善指導等を行います。

1 年末期商品量目立入検査の概要

(1) 実施期間

平成27年11月4日(水)から12月4日(金)まで 延べ21日間

(2) 実施規模等

ア 検査事業所数 : 約200事業所

イ 検査商品数 : 約9,000点

ウ 対象 : スーパーマーケット、駅ビル、食品製造所※など

※食品製造所とは、食品を製造し計量してパックしている事業所などのことです。

(3) 検査内容

主に、食肉、魚介、野菜及び惣菜等について、計量法に基づき次の検査を行います。

ア 商品量目の検査 : 「表記された内容量」と「実際の内容量」との差が、計量法で定められた許容誤差の範囲内にあるか否か

イ 表記の検査 : 「事業者名・住所」、「内容量」、「計量単位」の表記の有無



はかるん

2 検査結果の発表及び事業所への対応

(1) 検査結果の発表

12月下旬頃を予定しています。

(2) 事業所への対応

ア 再計量の指示

計量法違反となる不適正商品（許容誤差の範囲を超えて内容量が不足している商品）があった場合には、その場で関連する商品すべての再計量を指示します。

イ 改善措置

不適正商品が全検査数の5%を超える事業所は、不適正事業所としてその場で「改善指導」を行います。

不適正事業所に対しては、必要に応じて後日立入検査を実施し、改善されていない場合には計量法に基づき「改善勧告」、「事業者名の公表」、「改善命令」などの措置をします。



「適正計量で消費者の信頼を」

《問合せ先》

東京都計量検定所 検査課

電話 03-5617-6637・6628（直通）